

昭和47年11月28日

昭和48年度以降入学生に対する 学費の決定にあたって

明治大学

このたび本学は、昭和48年度以降入学生の学費を別表（学費改訂一覧表）のとおり改訂することを決定しました。この学費改訂を行なわざるをえなかった理由については、さきに配付した小冊子「昭和48年度以降入学生の学費改訂について（案）」において、詳細に説明しましたが、ここに決定に至った経過および見解について述べたいと思います。

自由民権のアカデミズムと独立自治の旗をかかげて本学が創立されて以来、90余年の経過の中で、本学は、幾多の困難と障害を克服し、現在では、わが国有数の総合大学として、自他ともに認められる存在となっています。これは、われわれの先達のなみなみならぬ教育への熱意と献身の結果であることを、忘れることはできません。

本学は現在、解決を要する数多くの問題を抱えていますが、これを克服して、将来とも本学を、新しい社会に対応し、これをリードする大学として発展させうる礎石を築くことは、われわれに課せられた使命であります。

すでに10月以来、広報紙を通じいろいろな問題を具体的に提起してきました。またその後、財政問題の現状についての小冊子もお送りしておりますので、大学の現状についてはよく理解していただけたと思いますが、現在、本学が緊急に解決を迫られている重大な問題は、窮屈した財政状態をどのように打開するのか、ということであります。本学は、国民教育の一翼を担っているという使命と役割を踏まえ、この問題の解決に取り組んできました。

しかし、国の経済政策の結果としての急激な物価上昇は、本学の財政支出を毎年膨張させ、さらに、政府の文教政策の貧困さにも起因して、私学に対しては、僅かばかりの国庫助成しか行なわないという状況にあって、本学は国庫助成を積極的に進める運動に、具体的に取組んできましたが、現状では、本学の財政の窮屈を根本的に解決することはできず、本学の財政は、収入の大部分を学生父母の負担する学費に依存せざるをえないのが実情であります。

しかも、本学の教育・研究条件は、毎年、改善に努力しておりますが、必ずしも十分とはいえず、この条件を裏づけるための財政状態を、このまま放置するならば、本学の教育・研究活動を大きく阻害し、ひいては、本学の存立すら危くすることになります。したがって、やむをえず、昭和42年度以来据えおいてきた学費を改訂せざるをえないと決意したのであります。

そのため本学では広報紙を通じて、まず本学の財政の実情を説明し、次に学費改訂案を公表して、最終的にこれを決定する以前に教職員各位ならびに学生諸君の理解を求めるたいと考え、去る11月19日以降、話し合いの場を設定する予定であったのです。ところが、11月19日教職員集会の開催中、学生が暴力的に乱入し、これを流会させました。また、このような学生の暴力行為の発生が引き続き予想されましたが、その後予定していた、22日の学苑会、24日の学生会との公開の話し合いも中止せざるをえない事態となりました。しかしながら、本学は、25日にいっせいに7学部、短大の教授会を開き、そこで教授会の意見を聞く機会をもつくるとともに、学生との正常な話し合いの場を設定する努力を続け、11月26日全学説明集会を開いたのですが、学生が演壇を占拠するなどの暴力的な行為をふるい、財務理事が学費改訂案を説明しようとした放送も、中断されるという事態になり、これ以上全学的な形での集会を開くことはできないと判断せざるをえません。

いうまでもなく、本学の学費を決定する最終的な責任は、理事会と評議員会にあり、他方、来年度以降の学費の決定をこれ以上延ばすこととは、来年度以降の本学の教育・研究に大きな影響を与えることになりますので、学生諸君との話し合いが十分になされないまま、本28日決定するに至ったのであります。

このたびの学費改訂が、本学の財政危機=教育・研究の危機を根本的に克服しうるものでないことは、さきの小冊子中においても、繰り返し述べてきたところですが、今後とも本学は、私学に対する国庫助成の大幅な獲得に全力を尽すとともに、学費以外の収入源を確保するため、保有資産の有効利用や寄付金募集等に積極的に取り組み、もって、本学の教育・研究の向上・発展のための条件整備に、よりいっそう努めたいと考えております。

教職員各位ならびに学生諸君においても、このたびの学費改訂のやむをえない事情を理解され、今後とも一致協力して、困難を克服し、本学の未来を拓くため努力されるよう望んでやみません。

以上

10月

⑤後期授業開始後まもなく、ヘルメットをかぶった学生たちが、職員を強制的に連行し、主として学費問題を中心に詰問するという事件が発生しました。

大学はこの事態に関して「警告」を出し、暴力による業務の妨害と基本的人権を無視するこのような行為が、学生自治の範囲を大きく逸脱したものである点を強く指摘しました。

⑥駿河台校舎でヘルメットをかぶった学生たちが、2回にわたり法学部教授会の会場に立ち入り、ビラを配布し、かれらの見解を一方的に主張する演説を行なうなどして、会議を妨害するという事態が発生しました。

⑦また、学生集団のセクト間の抗争から、駿河台校舎の4号館付近で黒ヘルメットと赤ヘルメットの学生たちが衝突し、付近一帯の通行を妨害するという事件や、和泉校舎では、学生会館に黒ヘルメットの学生たちが突入し、内部を破壊するなどの事態が連續して起きました。

11月

⑧学費問題など学内諸問題を議題とした、各学部ごとの教授会「団交」が、11月上旬から中旬にかけて農・工学部、政経学部、法学部、文学部とあいついでたれました。

また、これらの話し合いと並行して、去る6月の学苑会との話し合いにつづく、理事長、総長・学長が出席する話し合いと、学生会との話し合いの予備折衝が予定されていました。

⑨このように、大学と学生諸君との話し合いが行なわれ、また準備されていたにもかかわらず、他方では、和泉校舎において、一部分の学生たちによる授業の妨害が頻発し、評議員である教員が5時間にもわたって詰問されるという事件が数度にわたって発生しました。

⑩さらに、11月中旬には、ヘルメットをかぶった学生たちが駿河台校舎5号館講師控室を一部分占拠し、専任教員の利用を「禁止」するなどして、数日間使用不能の状態にしました。

また、和泉校舎では、ヘルメットの学生たちが「学費値上げ粉碎」を叫んで会計係事務室に突然乱入し、中にいた職員を強制的に追い出したうえ、机、椅子などを持ち出し、バリケードを築き、殺虫剤をたくなどし、同事務室を占拠するなどの業務妨害が行なわれました。

⑪理事会は、11月19日、全学の教職員を対象に、学費問題についての方針を説明し、意見を聞くために、付属中野高等学校・中学校講堂において、「全学教職員集会」を開きました。

ところが、突然、赤、黒、青ヘルメットを含む約数十名の学生たちが、同校の門や扉を教職員の制止も聞かず乗り越えて侵入し、本館を経て講堂に乱入し、ドアを破壊し、壇上を占拠しました。大学は教職員の身体に危険がおよぶことを恐れ、集会の続行が不可能と判断し閉会しました。それにもかかわらずこれら学生集団は、壇上にいる理事長、総長・学長、理事者などに暴行を加え、身体を拘束し、そこに集まっていた教職員約600名に対し、自己の主張を一方的に発言し、壇上の器物を破壊し、教職員に暴行し、身体に傷害を加えるなどの暴挙を働き、会場を混乱させ、そのうえ大学の重要書類なども奪い去りました。

この事態に対し、大学はこのような暴力行為をやめ会場から退場するよう再三説得しましたが、これらの集団は暴力行為をやめようとしませんでしたので、やむを得ず警察官の出動を要請し、各種の暴力によって身体を拘束されている理事者や教職員を救出せざるを得ませんでした。

このように、教職員が理事会の方針に対する質問や意見を提出する場でもあったこの集会を、学生たちが暴力によって妨害しただけでなく、数々の違法行為を行なったことは、許すことのできない暴挙であります。

⑫全学教職員集会での学生たちの暴力行為にかんがみ、大学はひきつづいて学内での混乱を避けるた

め、やむを得ず11月20日から24日までの休校措置をとらざるを得ませんでした。（生田校舎は、11月20日から22日まで休講）

この措置にともなって当然のことながら、数度にわたって予備折衝を続け、22日に開かれる予定だった学苑会との話し合いと、大学側が予備折衝を通じてもつことになっていた24日の学生会との話し合いは中止し、両中執委員長あてその旨通告しました。

これは、予測される学内の混乱から生じる、教職員ならびに学生の身体の危険を守るために大学のとるべきやむを得ない措置であったと考えます。

④休校措置をとった20日夜、駿河台校舎では、赤ヘルメットをかぶった学生たちが、本館正門横の守衛所に押し入り、中の器機、備品類や窓ガラスを破壊し、同時に消火液をふりまきながら一階の各事務室の窓ガラスをほとんど残すことなく打ち破り、校舎内に駐車していたトラックに放火しました。さらに同集団はデモを行ないながら7号館まで行き、守衛所に放火するという許しがたい暴挙を働きました。このため消防車が出動するなどして大学付近の交通は大混乱しました。これらの暴力的な行為は、理由の如何を問わず許されることではなく、学生の自治活動とは全く無縁の破壊行為であるといえます。

⑤その後連日、駿河台校舎においては「小牧を殺せ！」などの放送がくり返しあなれたり、大学の役職員の自宅に強迫電話をかけるなどという不穏な状態がつづいており、和泉校舎をもふくめて学内の混乱がさらに予想されるので、大学としては、11月25日も休校措置をとらざるを得ませんでした。（生田校舎では生田祭のため、11月24日、25日は休講）

しかし大学は、学内に混乱が起こることを未然にふせぐ措置としての休校という異常事態のなかで、25日には学部、短大の教授会を開いて、学費改訂案についての説明を行ない、各教授会の意見を聞く機会をもちました。さらに、学生諸君にたいしても学費改訂案についての説明の場をつくることは、非常に困難が予想されましたが、種々検討の結果、最大限の努力を払って11月26日に「全学説明集会」を開くことを学生諸君にお知らせしました。

⑥全学説明集会（会場は付属高等・中学校野球場）が開かれた11月26日、早くから駿付近に集っていた赤、青、黒ヘルメットをかぶった学生集団が、集会開始時刻になるとデモを行ないながら会場に突入し、演壇を占拠、ビラを配り、アジ演説をはじめました。大学は再三このような集会の妨害行為に対し、注意警告を行ないましたが、彼らは全く聞き入れようとせず、会場内でジグザグデモを行ないながら、一方的に＜説明会粉砕＞＜学費値上げ粉砕＞を叫んで、壇上を占拠しつづけました。さらに、入構を制限していたドアから合宿所のある敷地に乱入する暴挙をも行ないました。そこでやむを得ず、望月財務理事による学費改訂案の説明を放送したのですが、スピーカー用のコードも切断されるという事態になり、このままでは集会の続行と参加者の身体の安全が確保できないと判断し、閉会せざるを得ませんでした。

⑦このように、一部分の学生集団の不当、不法な実力による全学説明集会の混乱から、大学としては、正常な学園環境の維持が不可能であると判断し、引きつづき11月27日から12月2日まで、やむを得ず駿河台、和泉、生田の各校舎を休校するという措置をとりました。

大学の見解を全く聞こうとはせず、自己の主張を力をもって押しつけ、反対意見を暴力的に封殺するという学園では許されない、非民主的な態度をとりつづけるこれら学生集団との話し合いからは実りある成果は期待できません。

休校という異常状態のなかで、学費改訂という重大決定をせざるを得ない大学の深刻な事態をご理解いただき、冷静に行動されるよう希望してやみません。

以上